

特定医療費の支給認定の実務上の取扱い 一部改正 新旧対照表

変更点は下線部

新	旧
<p>特定医療費の支給認定の実務上の取扱い</p> <p style="text-align: right;">平成 26 年 12 月 22 日健疾発 1222 第 1 号 平成 29 年 12 月 21 日健難発 1221 第 4 号 <u>最終一部改正</u> 令和 4 年 5 月 20 日健難発 0520 第 2 号</p>	<p>特定医療費の支給認定の実務上の取扱い</p> <p style="text-align: right;">平成 26 年 12 月 22 日健疾発 1222 第 1 号 <u>最終一部改正</u> 平成 29 年 12 月 21 日健難発 1221 第 4 号</p>
<p>1. (略)</p> <p>2. 特定医療費の申請について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高額難病治療継続者の申請</p> <p>受給者（特定医療費の支給を受ける指定難病の患者等をいう。以下同じ。）が、令第 1 条第 1 項第 2 号ロに規定する高額難病治療継続者の認定を受けようとする場合は、支給認定の申請書（変更又は更新の場合を含む。）に受診者が高額難病治療継続者の基準に該当する旨を記入し、申請を行う日が属する月以前の 12 月以内に医療費総額が 5 万円を超える月数が 6 月以上あることを申告する書類（以下「基準該当申告書」という。）を添えて <u>都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）</u> に申請するものとする。</p> <p>(i) ~ (ii) (略)</p> <p>(iii) 支給認定の有効期間中に高額難病治療継続者の基準に該当した場合は、支給認定の変更の申請書に医療受給者証及び基準該当申告書を添えて <u>都道府県等</u> に申請するものとする。</p> <p>(iv) <u>都道府県等</u> が行う高額難病治療継続者の自己負担上限月額に係る認定の効力は、当該受給者の支給認定の有効期間内に限るものとする。したがって、引き続き高額難病治療継続者の認定を受けようとする者は、医療受給者証の更新にあわせて高額難病治療継続者の認定に</p>	<p>1. (略)</p> <p>2. 特定医療費の申請について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高額難病治療継続者の申請</p> <p>受給者（特定医療費の支給を受ける指定難病の患者等をいう。以下同じ。）が、令第 1 条第 1 項第 2 号ロに規定する高額難病治療継続者の認定を受けようとする場合は、支給認定の申請書（変更又は更新の場合を含む。）に受診者が高額難病治療継続者の基準に該当する旨を記入し、申請を行う日が属する月以前の 12 月以内に医療費総額が 5 万円を超える月数が 6 月以上あることを申告する書類（以下「基準該当申告書」という。）を添えて <u>都道府県</u> に申請するものとする。</p> <p>(i) ~ (ii) (略)</p> <p>(iii) 支給認定の有効期間中に高額難病治療継続者の基準に該当した場合は、支給認定の変更の申請書に医療受給者証及び基準該当申告書を添えて <u>都道府県</u> に申請するものとする。</p> <p>(iv) <u>都道府県</u> が行う高額難病治療継続者の自己負担上限月額に係る認定の効力は、当該受給者の支給認定の有効期間内に限るものとする。したがって、引き続き高額難病治療継続者の認定を受けようとする者は、医療受給者証の更新にあわせて高額難病治療継続者の認定に係る</p>

係る申請を行わなければならないこと。

(3) 負担上限月額の内訳が必要な患者の申請

要綱第3の1(6)に規定する負担上限月額の按分に当たっては、以下のとおりとすること。

- ① 支給認定を受けようとする指定難病の患者が、当該指定難病以外の疾病に関して児童福祉法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る同法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等（以下「医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等」という。）である場合は、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の医療受給者証の写しを添付して都道府県等に支給認定の申請を行うこと。
- ② 受診者が支給認定の有効期間において小児慢性特定疾病に罹患した場合は、受給者は、当該小児慢性特定疾病に係る支給認定の申請にあわせて、都道府県等に負担上限月額の変更に係る申請を行うこと。
- ③ (略)
- ④ 支給認定の有効期間において、医療費算定対象世帯員が指定難病又は小児慢性特定疾病に罹患した場合は、当該指定難病又は小児慢性特定疾病に係る支給認定の申請にあわせて、受給者は、都道府県等に受給者が受けた支給認定に係る負担上限月額の変更に係る申請を行うこと。

3. 受診者の医療保険における所得区分の把握について

都道府県等は、支給認定の申請がなされたときは、受診者に適用される医療保険における所得区分を把握するため、受診者が加入する保険者に対して、医療保険における所得区分の認定を行うために必要な書類等を添えて照会を行い、当該受診者に適用される医療保険における所得区分について受給者証の適用区分欄等に記載を行うものとする。

なお、前年度の市町村民税課税情報に基づく医療保険における所得区分認定の有効期限が7月末までとされていることから、被用者保険及び国保組合の加入者については、更新申請等を7月早期に行うこととし、都道府県等は、7月下旬までに医療保険における所得区分の認定に必要な書類を添えて保険者に到達するように送付し、照会等を行うこととされたい。

医療保険における所得区分の照会等に係る事務の詳細については、別途通

申請を行わなければならないこと。

(3) 負担上限月額の内訳が必要な患者の申請

要綱第3の1(6)に規定する負担上限月額の按分に当たっては、以下のとおりとすること。

- ① 支給認定を受けようとする指定難病の患者が、当該指定難病以外の疾病に関して児童福祉法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る同法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等（以下「医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等」という。）である場合は、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の医療受給者証の写しを添付して都道府県等に支給認定の申請を行うこと。
- ② 受診者が支給認定の有効期間において小児慢性特定疾病に罹患した場合は、受給者は、当該小児慢性特定疾病に係る支給認定の申請にあわせて、都道府県等に負担上限月額の変更に係る申請を行うこと。
- ③ (略)
- ④ 支給認定の有効期間において、医療費算定対象世帯員が指定難病又は小児慢性特定疾病に罹患した場合は、当該指定難病又は小児慢性特定疾病に係る支給認定の申請にあわせて、受給者は、都道府県等に受給者が受けた支給認定に係る負担上限月額の変更に係る申請を行うこと。

3. 受診者の医療保険における所得区分の把握について

都道府県等は、支給認定の申請がなされたときは、受診者に適用される医療保険における所得区分を把握するため、受診者が加入する保険者に対して、医療保険における所得区分の認定を行うために必要な書類等を添えて照会を行い、当該受診者に適用される医療保険における所得区分について受給者証の適用区分欄等に記載を行うものとする。

なお、前年度の市町村民税課税情報に基づく医療保険における所得区分認定の有効期限が7月末までとされていることから、被用者保険及び国保組合の加入者については、更新申請等を7月早期に行うこととし、都道府県等は、7月下旬までに医療保険における所得区分の認定に必要な書類を添えて保険者に到達するように送付し、照会等を行うこととされたい。

医療保険における所得区分の照会等に係る事務の詳細については、別途通

知する。

4. 支給認定について

(1) 高額難病治療継続者の認定

① **都道府県等**は、高額難病治療継続者の認定をする際には、支給認定の申請を行った日が属する月以前の12月以内に指定難病に係る特定医療の医療費総額が5万円を超える月数が既に6月以上あることを基準該当申告書により適切に判定するものとする。なお、基準該当申告書のうちに医療費申告書があるときは、必要に応じて指定難病審査会に意見を求めるものとする。

②～③ (略)

(2) 按分を行う場合の負担上限月額の決定

① 2(3)①又は③の支給認定の申請があったときは、**都道府県等**は、申請者の所得区分に応じた負担上限月額（以下「按分前負担上限月額」という。）に、令第1条第2項に規定する医療費按分率（この場合においては、当該負担上限月額と、申請書に添付された医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療支援に係る医療受給者証の写しに記載された負担上限月額を合算した額で、これらの額のうちいずれか高い額を除いて得た率をいう。）を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。以下同じ。）を按分後の負担上限月額（以下「按分後負担上限月額」という。）とすること。また、当該申請者について支給認定を行った旨、所得区分及び按分後負担上限月額を小児慢性特定疾病医療支援の実施機関の担当部局に速やかに連絡すること。

また、支給認定をしないこととしたときについても、その旨を小児慢性特定疾病医療支援の実施機関の担当部局に速やかに連絡すること。

② 2(3)②又は④の支給認定の変更の申請があり、小児慢性特定疾病医療支援の実施機関の担当部局より支給認定を行った旨、当該支給認定を受けた者の所得区分及び按分後の小児慢性特定疾病医療支援に係る負担上限月額の連絡を受けたときは、**都道府県等**は、当該受診者に係る按分前負担上限月額に医療費按分率（この場合においては、按分前負担上限月額と所得区分に応じた医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に係る負担上限月額を合算した額で、これらの額のうちいずれか高い額を除いて得た率

知する。

4. 支給認定について

(1) 高額難病治療継続者の認定

① **都道府県**は、高額難病治療継続者の認定をする際には、支給認定の申請を行った日が属する月以前の12月以内に指定難病に係る特定医療の医療費総額が5万円を超える月数が既に6月以上あることを基準該当申告書により適切に判定するものとする。なお、基準該当申告書のうちに医療費申告書があるときは、必要に応じて指定難病審査会に意見を求めるものとする。

②～③ (略)

(2) 按分を行う場合の負担上限月額の決定

① 2(3)①又は③の支給認定の申請があったときは、**都道府県**は、申請者の所得区分に応じた負担上限月額（以下「按分前負担上限月額」という。）に、令第1条第2項に規定する医療費按分率（この場合においては、当該負担上限月額と、申請書に添付された医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療支援に係る医療受給者証の写しに記載された負担上限月額を合算した額で、これらの額のうちいずれか高い額を除いて得た率をいう。）を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。以下同じ。）を按分後の負担上限月額（以下「按分後負担上限月額」という。）とすること。また、当該申請者について支給認定を行った旨、所得区分及び按分後負担上限月額を小児慢性特定疾病医療支援の実施機関の担当部局に速やかに連絡すること。

また、支給認定をしないこととしたときについても、その旨を小児慢性特定疾病医療支援の実施機関の担当部局に速やかに連絡すること。

② 2(3)②又は④の支給認定の変更の申請があり、小児慢性特定疾病医療支援の実施機関の担当部局より支給認定を行った旨、当該支給認定を受けた者の所得区分及び按分後の小児慢性特定疾病医療支援に係る負担上限月額の連絡を受けたときは、**都道府県**は、当該受診者に係る按分前負担上限月額に医療費按分率（この場合においては、按分前負担上限月額と所得区分に応じた医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に係る負担上限月額を合算した額で、これらの額のうちいずれか高い額を除いて得た率を

をいう。)を乗じて得た額を按分後負担上限月額とし、医療受給者証の変更を行った上で交付すること。また、按分後負担上限月額は当該変更の申請があった日が属する月の翌月(当該変更申請が行われた日とその属する月の初日である場合は、当該属する月)から適用することとし、その旨を明らかにした書面をあわせて送付すること。

③ (略)

(3) 境界層措置が適用される要保護者に係る医療費負担の軽減措置及び減免措置適用の優先順位
(略)

5. 医療受給者証について

(1) (略)

(2) 受診者が複数の指定難病にかかっている場合の医療受給者証への記載及び受給者番号の決定は、以下の方法で行うこと。

① 都道府県等は、支給認定に当たっては、

- i) 当該疾病により人工呼吸器等装着者に該当する等、負担上限月額がより低額となる疾病
- ii) 発症時期がより早い疾病

の順に考慮し、第一順位となる疾病を決定すること。医療受給者証には当該第一順位となる疾病名を最初に記載することとし、複数の指定難病の名称を全て記載すること。

また、医療受給者証に記載する疾病番号は、当該第一順位となる疾病の番号とし、原則として一度定めた番号は変更を行わないものとする。

② (略)

(3) 指定医療機関の記載方法

医療受給者証には、申請の際に申請者から利用の希望のあった個別の指定医療機関名 または包括的な医療機関名(例：●●県の指定医療機関) を記載すること。なお、個別の指定医療機関名を記載する場合、当該医療機

をいう。)を乗じて得た額を按分後負担上限月額とし、医療受給者証の変更を行った上で交付すること。また、按分後負担上限月額は当該変更の申請があった日が属する月の翌月(当該変更申請が行われた日とその属する月の初日である場合は、当該属する月)から適用することとし、その旨を明らかにした書面をあわせて送付すること。

③ (略)

(4) 境界層措置が適用される要保護者に係る医療費負担の軽減措置及び減免措置適用の優先順位
(略)

5. 医療受給者証について

(1) (略)

(2) 受診者が複数の指定難病にかかっている場合の医療受給者証への記載及び受給者番号の決定は、以下の方法で行うこと。

① 都道府県は、支給認定に当たっては、

- i) 当該疾病により人工呼吸器等装着者に該当する等、負担上限月額がより低額となる疾病
- ii) 発症時期がより早い疾病

の順に考慮し、第一順位となる疾病を決定すること。医療受給者証には当該第一順位となる疾病名を最初に記載することとし、複数の指定難病の名称を全て記載すること。

また、医療受給者証に記載する疾病番号は、当該第一順位となる疾病の番号とし、原則として一度定めた番号は変更を行わないものとする。

② (略)

(3) 指定医療機関の記載方法

医療受給者証には、原則として、申請の際に申請者から利用の希望のあった個別の指定医療機関名を記載すること。なお、当該医療機関名については複数記載して差し支えない。

関名については複数記載して差し支えない。

また、医療受給者証の余白、裏面等に「緊急その他やむを得ない場合には、本医療受給者証に名称が記載されている指定医療機関以外の指定医療機関での診療等も特定医療費の支給対象となる」と記載すること。なお、「緊急その他やむを得ない場合」とは、旅行中等に受給者証に記載された指定医療機関以外の指定医療機関を受診した場合等が想定される。

(4) (略)

6. 支給認定の変更について

(1) 支給認定を受けた指定難病の患者が、支給認定の有効期間において他の指定難病を発症した場合は、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成 26 年厚生労働省令第 121 号。以下「規則」という。）第 33 条の規定に基づき支給認定の変更の申請を行うこと。当該他の指定難病については初回の支給認定の申請となるため、変更の申請に当たっては、難病指定医が作成した臨床調査個人票を提出しなければならないものであること。

また、受診者が他の指定難病を発症したことにより疾病名を追加する等の疾病名の変更の認定が行われた場合であっても、疾病番号は変更しないこととする。

(2) 受給者の負担上限月額に変更がある場合には、変更申請が行われた日が属する月の翌月（当該変更申請が行われた日がその属する月の初日である場合は、当該属する月）から変更認定後の負担上限月額を適用し、当該額を記載した医療受給者証及び自己負担上限額管理票を受給者に交付すること。なお、変更認定後の負担上限月額の効力は、当該受給者の医療受給者証の有効期間内に限るものとする。

(3) 支給認定の変更にあたっては、変更申請書に、変更の生じた理由を証明する書類を添えて都道府県等に申請するものとする。また、当該変更申請により都道府県等から受給者証の提出を求められたときは、受給者証

また、医療受給者証の余白、裏面等に「緊急その他やむを得ない場合には、本医療受給者証に名称が記載されている指定医療機関以外の指定医療機関での診療等も特定医療費の支給対象となる」と記載すること。なお、「緊急その他やむを得ない場合」とは、旅行中等に受給者証に記載された指定医療機関以外の指定医療機関を受診した場合等が想定される。

(4) (略)

6. 支給認定の変更について

(1) 支給認定を受けた指定難病の患者が、支給認定の有効期間において他の指定難病を発症した場合は、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成 26 年厚生労働省令第 121 号。以下「規則」という。）第 33 条の規定に基づき支給認定の変更の申請を行うこと。当該他の指定難病については初回の支給認定の申請となるため、変更の申請に当たっては、難病指定医が作成した臨床調査個人票を提出しなければならないものであること。

また、受診者が他の指定難病を発症したことにより疾病名を追加する等の疾病名の変更の認定が行われた場合であっても、疾病番号は変更しないこととする。

(2) 受給者の負担上限月額に変更がある場合には、変更申請が行われた日が属する月の翌月（当該変更申請が行われた日がその属する月の初日である場合は、当該属する月）から変更認定後の負担上限月額を適用し、当該額を記載した医療受給者証及び自己負担上限額管理票を受給者に交付すること。なお、変更認定後の負担上限月額の効力は、当該受給者の医療受給者証の有効期間内に限るものとする。

(3) 支給認定の変更にあたっては、変更申請書に医療受給者証を添えて都道府県に申請するものとする。

を添えなければならない。

なお、**都道府県等**が**医療受給者証の提出を求めた場合**であって、認定に時間を要する場合は、医療受給者証に代わる書面を受給者に交付するなど、円滑な手続が行われるよう配慮することが望ましい。

7. 受給者が転居した場合の取扱いについて

受給者が他の**都道府県等**に転居した場合の取扱いは、以下のとおりとすること。

- ① 受給者は、他の**都道府県等**に転居したとき又は転居することが見込まれるときは、速やかに転出元の**都道府県等**に医療受給者証を添えて変更の届出を行うとともに、転入先の**都道府県等**に、新規の支給認定の申請を行うこと。
- ② 転出元の**都道府県等**は、当該受給者に対し、規則第34条の規定に基づき支給認定の取消しを行った旨を書面で通知すること。支給認定の取消しに当たっては、転出元の**都道府県等**は、転入先の**都道府県等**に対して、当該受給者が転入先の**都道府県等**に支給認定の申請を行った日を確認の上、当該申請日の前日付で取消しに係る通知を行うなど、申請者の医療受給者証の有効期間に空白が生ずることのないよう留意すること。
- ③ 転入先の**都道府県等**は、転出元**都道府県等**が行った支給認定の有効期間内に転居に伴う支給認定の申請である旨の申告があったときは、当該申請者に対し転出元の**都道府県等**から交付されていた医療受給者証の写し又は当該申請者の同意に基づき転出元の**都道府県等**に照会を行い得られた情報をもとに、医学的審査を行うことなく、申請日から転入先の**都道府県等**が定める日（転出元の**都道府県等**（医学的審査を行った**都道府県等**に限る。）が行った支給認定の初日から起算して1年（特別の事情があると認められるときは1年3か月）を超えない範囲とする。）までを有効期間とする新たな医療受給者証及び自己負担上限額管理票を交付しても差し支えないこと。
- ④ なお、申請者の医療機関における窓口負担については、転居により月の途中で新たに転入先の**都道府県等**から支給認定を受け、転出元**都道府県等**による支給認定が取り消された場合であっても、当該月において申請者が

なお、**都道府県**が認定に時間を要する場合は、医療受給者証に代わる書面を受給者に交付するなど、円滑な手続が行われるよう配慮することが望ましい。

7. 受給者が転居した場合の取扱いについて

受給者が他の**都道府県**に転居した場合の取扱いは、以下のとおりとすること。

- ① 受給者は、他の**都道府県**に転居したとき又は転居することが見込まれるときは、速やかに転出元の**都道府県**に医療受給者証を添えて変更の届出を行うとともに、転入先の**都道府県**に、新規の支給認定の申請を行うこと。
- ② 転出元の**都道府県**は、当該受給者に対し、規則第34条の規定に基づき支給認定の取消しを行った旨を書面で通知すること。支給認定の取消しに当たっては、転出元の**都道府県**は、転入先の**都道府県**に対して、当該受給者が転入先の**都道府県**に支給認定の申請を行った日を確認の上、当該申請日の前日付で取消しに係る通知を行うなど、申請者の医療受給者証の有効期間に空白が生ずることのないよう留意すること。
- ③ 転入先の**都道府県**は、転出元**都道府県**が行った支給認定の有効期間内に転居に伴う支給認定の申請である旨の申告があったときは、当該申請者に対し転出元の**都道府県**から交付されていた医療受給者証の写し又は当該申請者の同意に基づき転出元の**都道府県**に照会を行い得られた情報をもとに、医学的審査を行うことなく、申請日から転入先の**都道府県**が定める日（転出元の**都道府県**（医学的審査を行った**都道府県**に限る。）が行った支給認定の初日から起算して1年（特別の事情があると認められるときは1年3か月）を超えない範囲とする。）までを有効期間とする新たな医療受給者証及び自己負担上限額管理票を交付しても差し支えないこと。
- ④ なお、申請者の医療機関における窓口負担については、転居により月の途中で新たに転入先の**都道府県**から支給認定を受け、転出元**都道府県**による支給認定が取り消された場合であっても、当該月において申請者が転居

転居前に負担した額を含め、転入先都道府県等が新たに認定した負担上限月額を超えない範囲で負担させるものとする。

8. 支給認定の有効期間満了後も継続して支給認定を行う場合の受給者証交付時期について

支給認定の有効期間は原則として1年間以内であり、これを超えて特定医療費の支給を受けようとする受給者は改めて都道府県等に支給認定の更新の申請を行わなければならないものとする。

支給認定の更新に係る医療受給者証の交付に際しては、支給認定の有効期間満了前に更新後の医療受給者証の交付準備等を進めておくなどして、対象患者の医療受給者証の有効期間に空白が生じることがないように留意すること。

前に負担した額を含め、転入先都道府県が新たに認定した負担上限月額を超えない範囲で負担させるものとする。

8. 支給認定の有効期間満了後も継続して支給認定を行う場合の受給者証交付時期について

支給認定の有効期間は原則として1年間以内であり、これを超えて特定医療費の支給を受けようとする受給者は改めて都道府県等に支給認定の更新の申請を行わなければならないものとする。

支給認定の更新に係る医療受給者証の交付に際しては、支給認定の有効期間満了前に更新後の医療受給者証の交付準備等を進めておくなどして、対象患者の医療受給者証の有効期間に空白が生じることがないように留意すること。